

広島地方最低賃金審議会
第4回広島県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和5年8月4日(金) 11時00分～12時20分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 広島県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県最低賃金の改正決定について</p> <p>前回専門部会の審議経過について事務局から説明を行った後、審議が行われた。</p> <p>(1)冒頭の意見表明として、労側委員は、前回同様のプラス47円を提示、使側委員から金額提示はなかったが、「地域に根差した事業者は、地域住民の生活を支えるセーフティネットとなっている。小規模事業者は資金繰りに苦しんでいる。国の支援策も充分活用できていない状況がある。国は賃上げしやすい環境整備から、賃上げ可能な政策に転換が必要である。」等の発言があった。</p> <p>(2)公益委員が労側・使側と慎重に個別協議を重ねたが、使側委員からの提示額は、連合広島の春季賃上げ妥結状況結果の全体の3.51%を根拠とした33円と、労使の提示額の差は埋まらず、公益案を出すに至った。</p> <p>(3)部会長は、改正金額はプラス40円という公益案を提示した。公益案の理由として、「最低賃金決定3要素のうち、①賃金は、春闘における賃金上昇率と賃金改定状況調査結果の賃金改定率が、いずれも昨年を上回っていること、②賃金支払能力は、業況判断は改善しているものの、価格転嫁が不十分な状況であり、賃上げ原資を確保することが難しい中小企業も多く存在していること、③労働者の生計費は、広島市の令和4年10月から令和5年6月までの消費者物価指数の対前年同期比の平均は4.12%であったこと、④広島県特有の事情として若者の人口流出や有効求人倍率も全国平均を上回っていること等人材不足が続いており、人材確保のためにも最低賃金等賃上げが必要であること、消費者物価指数の伸び率は昨年よりも落ち着いてきているが依然として上昇傾向にあること等を総合的に勘案すると、前述の広島市の消費者物価指数上昇率4.12%を一定程度上回る水準であることが必要であり、引上げ額40円が妥当である。」等説明がなされた。</p> <p>さらに、広島労働局及び政府に対して、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備のため、各種支援策の制度の拡充、手続き等の見直し及び周知の徹底、価格転嫁対策の公正な対応の指導、短時間労働者のいわゆる「年収の壁」問題の対策の施策等を要望した。</p> <p>(4)公益案が示された後、採決した結果、全会一致で議決され、部会長は事務局に部会長</p>			

報告案の作成を指示した。

事務局は「広島県最低賃金を 40 円引き上げる。」旨及びあらかじめ部会長から指示のあった事項について付帯文を付した「広島県最低賃金の改正決定に関する報告書」(案) (以下、「報告書案」という。)を作成、配付の後、内容を読み上げた。

部会長は、報告書案について労使各側に意見を求めたところ意見はなく、同案のとおり第 549 回広島地方最低賃金審議会へ報告することとして、各委員に謝辞を述べ、本部会を閉会した。